

第2期「安来市教職員の働き方改革プラン」  
(業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年4月  
安来市教育委員会

## 【目次】

1 教職員の働き方改革を進める目的	……	1 ページ
2 プランの策定について	……	2 ページ
3 安来市の現状と課題等	……	3 ページ
4 プラン達成に向けた数値目標	……	5 ページ
☆ プラン達成に向けた具体的な取組	……	7 ページ
1 安来市教育委員会の取組		
(1) 安来市教育委員会が引き続き講ずる主な措置		
(2) 安来市教育委員会が行う「学校と教師の業務の3分類」の 推進に向けた取組		
2 各学校の取組		
(1) 管理職・各学校の取組		
(2) 教職員一人一人の取組		
5 今後のフォローアップについて	……	14 ページ

## 1. 教職員の働き方改革を進める目的

教職員を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」です。

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康な状態で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況に改善するため、学校における働き方改革が急務となっています。

公立学校の教育職員には、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について時間外勤務を命じないものとされています。しかしながら、勤務時間以外に行われる業務については、時間外勤務を命じられていないとしても、学校教育活動に関連する業務であることが多くあり、こうした業務に従事する時間も含めて管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

### **(1) 教職員の心身の健康保持**

時間外在校等時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇すると言われており、特に発症前1か月間に100時間、または2～6か月間に平均で月80時間を超えるとそのリスクが非常に高くなります。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができただけでなく、子どもたちの学力育成や生徒指導に影響を及ぼす恐れがあります。教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

### **(2) 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備**

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを向上させることが重要です。また、教員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

### **(3) 教職を志す人材の確保**

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立

する職場であることは重要なことです。魅力的な職場の中で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、教職員として質の高い人材を確保することにつながるため、結果として、持続可能な子どもたちへのより良い教育環境の実現につながっていくものであります。

## 2. プランの策定について

### (1) プランの位置付け

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の定めにより、同法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けるものです。

なお、策定にあたっては、「第2期島根創生計画」（令和7年3月策定）、「島根県教育大綱」（令和7年3月策定）、「しまね教育振興ビジョン 令和7年度－令和11年度」（令和7年3月策定）、「教職員働き方改革プラン」（令和8年3月）および「安来市教育大綱」との整合を図っているほか、国及び県が定める指針に即しています。

### (2) 本プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

プランにおける「勤務時間」とは、「所定の勤務時間」に加え、教職員が校内外において部活動等、自発的な校務にあたる時間を含めた「時間外在校等時間」を対象とします。所定の勤務時間外に、職務として行う研修や子どもたちの引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。

ただし、校内外で自らの判断に基づいて、自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や、その他業務外の時間及び休憩時間については自己申告に基づき除きます。

### (3) プランの取組期間

政府は、令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、本市においては、令和8年（2026年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの4箇年を重

点期間として取り組みます。

#### (4) プランの実施主体と役割

プランの実施にあたっては、安来市教育委員会及び学校の管理職が、それぞれ責任と役割をもって共に進めていくことが重要です。

安来市教育委員会では、安来市立学校に在籍する教職員に対してプランの実現に向けた施策が進められるよう取り組んでいきます。

#### (5) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、安来市教育委員会が「働き方改革推進会議」を開催し、各校の取り組みや施策の効果、課題を検証するとともに、総合教育会議に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更（見直し）を行います。

なお、プランを変更したときは、総合教育会議に報告するとともに、遅滞なくホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表します。

### 3. 安来市の現状と課題等

安来市では、令和3年に、所管する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として「安来市教職員の働き方改革プラン」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間について令和3年度から令和6年度は以下の通りでした。

年次有給休暇の取得日数、働き方に関する意識について、島根県全体の状況を参考として示します。

#### ①校種別時間外在校等時間の月平均（単位：時間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	36.3	37.0	35.7	34.5
中学校	47.9	47.8	41.8	39.9

②小学校（月別）（単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	42.8	39.7	41.3	36.4	10.2	35.2	40.7	36.7	32.4	28.6	33.5	29.7
R4	45.7	46.2	51.8	33.3	11.9	37.2	39.3	37.4	32.5	29.0	38.5	41.5
R5	44.5	45.0	47.0	33.3	12.5	38.6	38.8	36.9	31.1	29.3	36.4	35.4
R6	45.3	45.2	40.4	33.1	7.0	36.4	40.5	36.3	31.3	30.4	32.3	35.3

③中学校（月別）（単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	61.5	58.9	48.7	57.1	21.6	54.3	55.8	50.0	46.6	39.3	41.1	40.3
R4	67.3	64.7	59.9	49.3	23.7	48.8	45.7	45.7	41.1	35.9	43.4	47.9
R5	53.2	55.6	48.9	40.9	22.1	45.1	43.1	41.2	37.5	35.9	40.6	37.5
R6	54.0	54.5	46.2	40.0	17.4	42.3	44.2	42.4	36.2	31.4	33.3	36.4

④令和6年度の月45時間を上回る長時間勤務について

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	34.5時間	27.8%	1.0%
中学校	39.9時間	31.0%	6.0%

⑤年次有給休暇取得状況（島根県）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年5日以上取得割合	89.0%	92.4%	93.2%
平均取得日数	11.6日	12.4日	13.6日

⑥働き方に関する意識（島根県）

ワーク・ライフ・バランスの肯定的回答の割合90%以上

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割合	43.2%	53.7%	58.8%	61.3%

※「肯定的回答」とは、ワーク・ライフ・バランスが「取れている」又は「どちらかというを取れている」とした回答

【現状】

- ・安来市教職員の時間外在校等時間の月平均の推移は、小学校では、少しずつ減少しており、中学校においては令和3年度から令和6年度にかけて8時間減少している。

- ・前プランの目標値（月45時間以内）は、令和6年度において、小中学校とも達成している。
- ・月45時間以上の時間外在校等時間の割合は、令和6年度の国の調査において小学校（23.2%）中学校（34.4%）であったが、安来市の小学校はこれを上回り、中学校は下回っている。

#### 【課題】

- ・小中学校とも4、5、6月及び9、10、11月など年度初め、学期始めに時間外在校等時間が増える傾向にある。これは、年度初めの準備等の時間や学校行事の準備の時間などによるものと思われる。長期休業期間中や年度末は少ない傾向がある。
- ・時間外在校等時間が月80時間を越える教職員がいる。

#### 【考察】

令和3年度より時間外在校等時間が減少している理由として、下記の取組によるものと考えます。

- ・校務のDX化（校務支援システムの導入、職員会議のペーパーレス化など）
- ・生活時程の見直し
- ・勤務時間外の電話の自動音声対応
- ・「安来市部活動のガイドライン」に従った取組

## 4. プラン達成に向けた数値目標

本来、持ち帰り仕事がないことが理想ですが、令和6年度の島根県の抽出調査によると約5割弱の教職員が持ち帰り仕事をしている実態がありました。「持ち帰り仕事」時間については、外形的な整理ができる「時間外在校等時間」と同じレベルで、業務量の適正な管理を図る指標とするのは難しいと考えています。持ち帰り仕事等を行っていた約8割が、勤務時間内には業務が終わらないことを理由としていたことから、在校等時間に行っている業務をいかに減らすかが、持ち帰り仕事を減らす最大の対策となります。

「所定の勤務時間」、「時間外在校等時間」、「持ち帰り仕事の時間」の3つを合わせた「総労働時間」を減らし、子どもたちに向き合う時間や、教職員がリフレッシュできる時間を生み出せるよう働き方改革を進めていきます。

## (1) 具体的な数値目標

### ①時間外在校等時間

全ての教職員 時間外在校等時間が年間 360 時間以内

(1 箇月 45 時間以内)

### ② 年次有給休暇取得日数

全ての教職員 年 5 日以上取得、全校種の平均 17 日以上取得

### ③働き方に関する意識

「働きやすい職場である」と回答した教職員の割合 90%以上

「教職にやりがいを感じる」と回答した教職員の割合 90%以上

※ストレスチェックの結果から把握する。

## ☆プラン達成に向けた具体的な取組

安来市では、本プランの重点事項として、以下の内容に取り組みます。安来市教育委員会が取り組む内容は、これまでも行っていた内容については継続し、新たに「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組を行います。

各学校は、安来市教育委員会が策定した本プランの内容を学校の基本的な方針に含める必要があるため、学校の実態に合わせ、下記に示す内容から重点的に取り組む内容を決めます。

安来市教職員の働き方改革は、安来市教育委員会の取組と安来市立学校による取組の両輪で進めていきます。

### 1 安来市教育委員会の取組

#### (1) 安来市教育委員会が引き続き講ずる主な措置

##### ①校務DXの推進

ICTの活用により、教師の働き方が効率化されることで、「労働時間の削減」や「働きやすい環境の実現」を生み出し、生み出された時間を児童生徒の指導の充実に充てていけるようにします。

##### ②学校閉庁日の設定

安来市教育委員会は夏季休業期間中に学校閉庁日を試行として導入しています。今後も学校閉庁日を効果的に設定します。

##### ③勤務時間の客観的な把握

効率的な業務に向けて各校において校務支援システムを活用し、勤務時間の客観的な記録・把握を行います。

##### ④スクールサポートスタッフの全校配置

教職員の代わりに事務的業務等を行うスクールサポートスタッフを全校に配置し、授業準備や採点作業などに係る事務負担を軽減しています。

##### ⑤部活動指導員等

部活動における教職員の負担を軽減するために「地域連携指導員」、「地

域指導者」を中学校に配置しています。今後「部活動指導員」の配置に努めます。

### ⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員、特別支援教育支援員、日本語指導に係る学習支援員等による効果的な支援を行っていきます。

### ⑦給食費の公会計化

学校給食費の徴収等について引き続き、教育委員会が行います。

### ⑧勤務時間外の電話対応

市内小中学校における勤務時間外の電話について、自動音声（応答メッセージ）による対応を導入しています。

### ⑨学校事務グループ、共同学校事務室との連携

事務職員未配置校、新規採用者・若年層、転入者への支援や、学校事務の業務の見直しや平準化を行うため、学校事務グループや共同学校事務室との連携を進めていきます。

## (2) 安来市教育委員会が行う

### 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

**学校と教師の業務の3分類** 別添4

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携をとりながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械設備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

安来市教育委員会は、第2期働き方改革プランとして、以下の6点を重点的に取り組みます。

①校務DXについて

校務支援システムについて、セキュリティ対策を強化した上でクラウド化を行い、教務・学籍等の従来業務の見直しやデータの一元的な管理、学内及び保護者とのデジタルツールを活用した情報共有により、さらなる業務の負担軽減と効率化を図ります。

文部科学省の校務DX化チェックリスト自治体別達成状況の480点を令和11年度には500点以上になるよう目指します。

②部活動の地域連携・地域展開の推進

「安来市部活動の在り方に関する方針」及び「安来市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」に定めるところにより、部活動の地域連携・地域展開を推進します。

③学校プールや体育館等の施設・設備の管理

職員による学校プールの管理については、市民プールの利用や近隣校との共同使用を進め、その後については民間事業者等への委託も含め検討していきます。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応

過剰な苦情や不当な要求に対して、首長部局との連携やスクールロイヤーなど法律の専門家から助言をもらう取組を行っています。引き続き学校の負担軽減につながる取組を行います。

⑤ストレスチェック実施率100%

ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果を活用して職場環境の改善を推進します。

⑥早出遅出制度、テレワークの導入について

長期休業中の早出遅出制度やテレワークの導入について、検討していきます。

## 2 各学校の取組

各学校における教職員の働き方改革を推進するにあたっては、安来市教育委員会が定めた「第2期 安来市教職員の働き方改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）」にある目標達成に向けた取組を着実にすすめていくことが求められます。

各学校は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条より、学校運営協議会の承認を得ることになっている学校の基本的な方針に、教育課程の編成、教育委員会規則で定める事項に加え、安来市教育委員会が策定した「第2期安来市教職員の働き方改革プラン（業務量管理・健康確保措置実施計画）」の内容を含める必要があります。

また、学校教育法第42条により、各学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、改善を図るために必要な措置を講じ、教育水準の向上に努めることとされていますが、当該措置により業務量が増加し、教職員の多忙化に影響することのないよう実施計画に適合することが求められます。

以下に示す取組や文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を参考にし、学校の実態にあわせて、働き方改革の取組を学校の基本的な方針に含めていく必要があります。

### (1) 管理職・各学校の取組

管理職・各学校の取組として、以下の3点に取り組んでもらいたいと考えます。

- ①教育課程の見直し
- ②所属職員の勤務時間・業務量管理
- ③働きやすい職場を作るための組織づくり

#### ①教育課程等の見直し

##### ア 標準授業時数

標準授業時数を大幅に上回って（年間1086単位時間以上）教育課程を編成している学校は、見直すことを前提に点検を行う必要があります。

##### イ 年間最低授業週数や週当たりの授業時数

年間の授業日数は200日程度（40週）が一般的であるため、授業週数について、必ずしも1015単位時間を確保するために週29単位時間の授業を実施する必要はありません。

#### ウ 通知表

県内では、3学期制を維持しながら通知表を年に2回（9月末と3月末）作成している学校が増えており、業務改善に繋がっています。

#### エ 学校行事・生活時程の見直し

学校行事や生活時程などを見直し、業務内容を精選していきます。

### ②所属職員の勤務時間・業務量管理

#### ア 勤務時間の適正化

時間外在校等時間が長時間となっている教職員に対しては、現状を確認した上で、実感できる形で働き方を改善していくための具体的な手立てを最優先で講じることが求められます。例えば、時間外在校等時間が月80時間を越えた教職員については、管理職による面接を実施し、長時間になっている理由と改善点について話し合いを行うことも効果的です。その時に勤務時間改善計画シート等を作成し、安来市教育委員会へ提出することで改善に向けて教育委員会からの助言を受けることができます。

#### イ 部活動の適切な休養日・活動時間の設定

部活動指導が長時間勤務の一因となっていることを踏まえ、部活動の指導体制の見直しが求められます。

#### ウ 学校閉庁日、定時退勤日等の設定

各学校で「定時退勤日」や「最終退勤時刻」を設定し、会議や研修、部活動のない日を設けることが考えられます。校内で一斉の実施が難しい場合は、学年部単位や自己申告制の「定時退勤日」等の設定も可能です。

#### エ ヘルスケア対策

長時間勤務者には、産業医による面接指導を強く勧奨し、脳や心臓及び精神の疾患などの発症予防に努める必要があります。また、教職員が安心して

ストレスチェックを受検できるよう配慮する必要があります。

### ③働きやすい職場を作るための組織づくり

#### ア 教職員同士のサポート体制の整備

互いに休暇等が取りやすい雰囲気、支援体制を構築しておくためにも、各主任等を中心としたサポート体制を構築しておくことが考えられます。

#### イ 業務の効率化

業務の効率化については、学校裁量でできることも多くあり、各学校における組織風土や固定観念を定期的にはほぐしていくことも、働き方改革を進める上で大切な観点になります。

#### ウ 職員室の環境

職員室の机やファイルの保管棚等のレイアウトを改善することにより、学校全体の業務効率の改善につながります。環境整備を行うことで、教職員の協働性と創造性の向上を図ることができます。

## (2) 教職員一人一人の取組

市や学校が定める働き方改革の方針に則り、教職員一人一人が具体的な目標をたて、取組を進めていくことが求められます。そのためにこれまで行われている教職員評価で取り組んでいる自己目標評価シートの「独自の内容」に自己目標や目標達成のための手立てを記入し、管理職とともに業務管理を進めていくことも有効です。

教職員一人一人の取組として、以下の2点はぜひ取り組んでもらいたいと考えます。

- ①健康管理
- ②タイムマネジメントと協働

### ①健康管理

#### ア 心の健康

心の健康を維持・管理するためには、定期的なストレスチェックの実施や、自主的にストレスチェックを実施し、自身のストレス状態や心の健康度

を把握するよう心がけます。

#### イ 身体の健康

身体を健康を維持するために、定期健康診断（人間ドック）を必ず受診し、自身の健康状態を確認します。なお、診断結果の通知「要治療」、「要精密検査」等と判定された場合は必ず受診をします。

#### ②タイムマネジメントと協働

##### ア タイムマネジメントに関する意識醸成と業務管理

教職員一人ひとりの業務が多様化しており、効率的に時間を活用するタイムマネジメントの重要性が増しています。業務管理にあたっては、タイムマネジメントの観点を取り入れます。

#### イ 個業から協働への転換

自身の業務の中で「協働できる業務」を「見える化」することや、周囲にいる教職員と積極的にコミュニケーションを図り、自分と周囲の状況を共有することで、自分自身の業務改善にとどまらず、学校全体として業務改善が期待できます。業務にあたっては、協働の観点を取り入れます。

## 5. 今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、安来市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、安来市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 安来市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を勧めるなど、教育委員会からの支援を行います。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施することとします。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。
- この働き方改革プランの効果の検証については、勤務時間の正確な把握に加え、アンケートなどを実施し、プランの改善に役立てます。